様式第１－１（日本産業規格Ａ列４番）

番号

令和　年　月　日

国土交通大臣　殿

 　　　　　氏名又は名称

 　 　　　　住　　　　所

 　　代表者氏名

地域公共交通計画認定申請書

　地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

様式第１－２（日本産業規格Ａ列４番）

番号

令和　年　月　日

　国土交通大臣　殿

 　　　　　氏名又は名称

 　 　　　　住　　　　所

 　　代表者氏名

地域公共交通計画変更認定申請書

　令和　　年　　月　　日付け　　第　　号で国土交通大臣より認定された地域公共交通計画を別紙のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

○　変更日

○　変更箇所

○　変更理由

　※本申請書に、変更する事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

　※「変更理由」は、具体的に記述すること。

様式第１－５（日本産業規格Ａ列４番）

|  |  |
| --- | --- |
| 事業者名 |  |
| 運行計画担当部門 | （担当部門名称） | （責任者役職・氏名） |
| 補助金担当部門 | （担当部門名称） | （責任者役職・氏名） |

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（　　年度）

 　　　 実態調査日　　令和　　年　　月　　日実施

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 運行系統 | 年間輸送実績 | 経常収益 | 経常費用 | 平均乗車密度算定 | 輸送量(A)+(G) | 市町村による回数券購入等の有無 | 備考 |
| 申請番号 | 運行系統名 | 起点 | 主な経由地 | キロ程(km) | 運行回数（A）（回） | 輸送人員（人） | 1人平均乗車キロ(km) | 輸送人キロ(人ｷﾛ) | 運送収入（B）（円） | 実車走行キロ（C）(km) | 運送雑収(D)(円) | 営業外収益（E）(円) | 計(B)+(D)+(E) | 1系統当たり経常費用（円） | 運賃改定前適用　　運賃改定後適用の平均賃率×日数　+　の平均賃率×日数総適用日数 | 平均賃率(F)(円) | 平均乗車密度(B)――(C)×(F)(G) |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 有・無 |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 有・無 |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 有・無 |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 有・無 |  |
| 合計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 有・無 |  |

［記載要領]

 １．この書類は、補助対象期間（補助金交付要綱第５条で定める期間）の実績について、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること（補助対象系統のみ記載すること）。

　２．申請番号は、地域公共交通計画認定申請書の申請番号と同一のものとすること。

　３．起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点以下第１位まで記載すること。

　４．運行回数は、補助対象期間における１日の平均を小数点第１位（第２位以下切り捨て）まで算出して記載すること。なお１往復を運行回数１回とし、循環系統の場合は、１循環で運行回数１回とする。

　５．１人平均乗車キロは、運行系統ごとに実態調査に基づいて記載すること。

　６．輸送人キロは、輸送人員×１人平均乗車キロにより算出すること。

　７．運送収入は、当該運行系統の補助対象期間の運送収入について、原則として年１回以上実態調査を実施し、その結果により算出すること。また、実態調査日についても記載すること。

　８．実車走行キロは、小数点第１位（第２位以下切り捨て）まで算出して記載すること。

　９. １系統当たり経常費用は、補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用に当該系統の実車走行キロを乗じたものとする。

　10．平均賃率は、停留所相互間総運賃額÷停留所相互間総キロにより銭単位まで算出すること（銭未満切捨て）。ただし、補助対象期間中に運賃改定があった場合の当該運行系統の平均賃率は、表中の計算式により算出すること。なお、この場合において、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった日は適用日数から除くものとする。

　11．平均乗車密度は(B)÷(C)÷(F)と連算し、その値について、小数点第１位（第２位以下切り捨て）まで算出すること。

　12. 備考欄には、補助対象期間中に運行回数の変更があった場合、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった期間があった場合又は運賃改定があった場合等特記すべき事項について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。

　13. 各運行系統のキロ程、輸送人員、輸送人キロ、運送収入、実車走行キロ、運送雑収及び営業外収益の合計欄については必ず記載すること。

　14. 市町村による回数券購入等の有無は、運送収入に含まれるものの有無について記載すること。

様式第１－５（日本産業規格Ａ列４番）

|  |  |
| --- | --- |
| 事業者名 |  |
| 運行計画担当部門 | （担当部門名称） | （責任者役職・氏名） |
| 補助金担当部門 | （担当部門名称） | （責任者役職・氏名） |

運行系統別輸送実績（　　　年度）【フィーダー系統】

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 運行系統 | 年間輸送実績 | 経常収益 | 経常費用 | 市町村の別 | 備考 |
| 申請番号 | 運行系統名 | 起点 | 主な経由地 | 終点 | キロ程(km) | 運行回数（回）(A) | 輸送人員(B)（人） | 1運行当たり輸送人員(B)/(A)(人/回) | 1人平均乗車キロ(km) | 輸送人キロ(人ｷﾛ) | 運送収入（B）（円） | 実車走行キロ(km) | サービス提供時間(時間) | 運送雑収(D)(円) | 営業外収益（E）(円) | 計(B)+(D)+(E) | 1系統当たり経常費用（円） |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

［記載要領]

１．この書類は、補助対象期間（補助金交付要綱第５条で定める期間）の実績について、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること（補助対象系統のみ記載すること）。

　２．申請番号は、地域公共交通計画認定申請書の申請番号と同一のものとすること。

　３．起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点第１位（第２位以下切り捨て）まで記載すること。

　４．運行回数は、補助対象期間における合計運行回数を記載すること。なお１往復を運行回数１回とし、循環系統の場合は、１循環で運行回数１回とする。往路若しくは復路のみの場合は、0.5回とする。

　５．１運行当たり輸送人員は、小数点第１位（第２位以下切り捨て）まで算出すること。

６．実車走行キロ及びｻｰﾋﾞｽ提供時間は、小数点第１位（第２位以下切り捨て）まで算出して記載すること。

　７．１系統当たり経常費用は、乗合バス型にあっては補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用に当該系統の実車走行キロを乗じたもの、デマンド型にあっては補助対象事業者のサービス提供時間当たり経常費用に当該系統のサービス提供時間を乗じたものとする。

８．備考欄には、補助対象期間中にスト及び積雪等の理由によりバスが運行されなかった期間があった場合等特記すべき事項について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。

　９．各運行系統のキロ程、運行回数、輸送人員、輸送人キロ、運送収入、実車走行キロ、ｻｰﾋﾞｽ提供時間、運送雑収及び営業外収益の欄については必ず記載すること。

様式第１－５－２（日本産業規格Ａ列４番）

|  |  |
| --- | --- |
| 事業者名 |  |

 地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組実績（　　年度）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 協議会名等 | 申請番号 | 運行系統名 | 起点 | 主な経由地 | 終点 | 地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組 | 備考 |
| 計画 | 取組実績 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |

［記載要領]

 １．この書類は、地域公共交通計画の策定主体である活性化法法定協議会と協議の上、作成すること。

　２．各欄は、補助対象期間（補助金交付要綱第５条で定める期間）に係る内容を運行系統ごとに記載すること。

　３．申請番号は、地域公共交通計画認定申請書の申請番号と同一のものとすること。

　４．起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載すること。

　５．計画欄には、地域公共交通計画に記載した補助対象期間に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項を、取組実績欄には、計画に対応した補助対象期間の実績をそれぞれ記載すること。

　６. 備考欄には、今後の対応の方向性等特記すべき事項について記載すること。

様式第１－８（日本産業規格Ａ列４番）

番　　　　　　号

令和　年　月　日

　国土交通大臣　殿

 　　　　　氏名又は名称

 　 　　　　住　　　　所

 　　代表者氏名

令和　　年度　地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域間幹線系統確保維持費国庫補助金）交付申請書

　令和　　年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域間幹線系統確保維持費国庫補助金）の交付を関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

１．交付を受けようとする補助金の額

　○地域間幹線系統確保維持費国庫補助金

|  |  |
| --- | --- |
| 運行系統数 | 補助金の額 |
|  | 千円 |

様式第１－８（日本産業規格Ａ列４番）

番　　　　　　号

令和　年　月　日

　国土交通大臣　殿

 　　　　　氏名又は名称

 　 　　　　住　　　　所

 　　代表者氏名

令和　年度　地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）交付申請書

　令和　年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）の交付を関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

１．交付を受けようとする補助金の額

 ○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

|  |  |
| --- | --- |
| 運行系統数 | 補助金の額 |
|  | 千円 |

様式第１－９（日本産業規格Ａ列４番）

番　　　　　　号

令和　年　月　日

　　　　　　　　　　殿

 　　　　　 　　国土交通大臣

令和　　年度　地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域間幹線系統確保維持費国庫補助金）の交付決定及び額の確定通知書

　令和　　年　　月　　日付け　　　第　　号で申請のあった「令和　　年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域間幹線系統確保維持費国庫補助金」については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法｣という。）第６条第１項及び第１５条の規定により、令和　　年　　月　　日付け　　　第　　号をもって国土交通大臣が次のとおり交付することに決定し、あわせてその額を確定したので、法第８条及び第１５条の規定により通知する。

１．補助金の交付の対象となる乗合バス事業の運行系統は、令和　　年　　月　　日付け　　　第　　号で申請のあった運行系統のうち申請番号第　　号～第　　号のものとし、その内容は、交付申請書に記載されたとおりとする。

２．補助金の確定額は次のとおりとする。

　　○地域間幹線系統確保維持費国庫補助金

|  |  |
| --- | --- |
| 運行系統数 | 補助金の確定額 |
|  | 千円 |

様式第１－９（日本産業規格Ａ列４番）

番　　　　　　号

令和　年　月　日

　　　　　　　　　　殿

 　　　　　 　　国土交通大臣

令和　年度　地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）の交付決定及び額の確定通知書

　令和　年　月　日付け　第　号で申請のあった「令和　年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）」については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法｣という。）第６条第１項及び第１５条の規定により、令和　年　月　日付け　第　号をもって国土交通大臣が次のとおり交付することに決定しあわせてその額を確定したので、法第８条及び第１５条の規定により通知する。

１．補助金の交付の対象となる乗合バス事業の運行系統は、令和　年　月　日付け　第　号で申請のあった運行系統のうち申請番号第　号～第　号のものとし、その内容は、交付申請書に記載されたとおりとする。

２．補助金の確定額は次のとおりとする。

　　○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

|  |  |
| --- | --- |
| 運行系統数 | 補助金の確定額 |
|  | 千円 |

３．補助金の交付を受けた者は、次の条件に従わなければならない。

(1) 交付を受けた補助金については、地域公共交通の確保維持の目的に従って、効率的な運用を図ること。

(2) 補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区別して補助金の使途を明らかにしておくこと。

(3) 補助金に関する前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後５年間保存しておくこと。

様式第１－１０（日本産業規格Ａ列４番）

番　　　　　　号

令和　年　月　日

　国土交通大臣　殿

 　　　　　氏名又は名称

 　 　　　　住　　　　所

 　　代表者氏名

令和　　年度　地域公共交通確保維持改善事業費補助金

（車両減価償却費等国庫補助金）交付申請書

　　令和　　年度地域公共交通確保維持改善事業費国庫補助金（車両減価償却費等国庫

　補助金）の交付を関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

１．交付を受けようとする補助金の額

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象経費 | 補助金の額 |
| 千円 | 千円 |

様式第１－１１（日本産業規格Ａ列４番）

番　　　　　　号

令和　年　月　日

　　　　　　　　　　殿

 　　　　　 　　国土交通大臣

令和　　年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金

（車両減価償却費等国庫補助金）の交付決定及び額の確定通知書

　令和　　年　　月　　日付け　　　第　　号で申請のあった「令和　　年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（車両減価償却費等国庫補助金）」については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法｣という。）第６条第１項及び第１５条の規定により、令和　　年　　月　　日付け　　　第　　号をもって国土交通大臣が次のとおり交付することに決定し、あわせてその額を確定したので、法第８条及び第１５条の規定により通知する。

１．補助金の交付の対象となる事業は、令和　　年　　月　　日付け　　　第　　号で申請のあった車両減価償却費等のうち申請番号第　　号～第　　号のものとし、その内容は、交付申請書に記載されたとおりとする。

２．補助金の確定額は次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象経費 | 補助金の額 |
| 千円 | 千円 |

３．補助金の交付を受けた者は、次の条件に従わなければならない。

　(1) 交付を受けた補助金については、地域公共交通の確保維持の目的に従って、効率的な運用を図ること。

 (2) 補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区別して補助金の使途を明らかにしておくこと。

 (3) 補助金に関する前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後５年間保存しておくこと。

様式第１－１２（日本産業規格Ａ列４番）

番　　　　　　号

令和　年　月　日

　国土交通大臣　殿

 　　　　　氏名又は名称

 　 　　　　住　　　　所

 　　代表者氏名

令和　　年度　地域公共交通確保維持改善事業費補助金

（公有民営方式車両購入費国庫補助金）交付申請書

　　令和　　年度地域公共交通確保維持改善事業費国庫補助金（公有民営方式車両購入費

　国庫補助金）の交付を関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

１．交付を受けようとする補助金の額

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象経費 | 補助金の額 |
| 千円 | 千円 |

様式第１－１３（日本産業規格Ａ列４番）

番　　　　　　号

令和　年　月　日

　　　　　　　　　　殿

 　　　　　 　　国土交通大臣

令和　　年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金

（公有民営方式車両購入費国庫補助金）の交付決定及び額の確定通知書

　令和　　年　　月　　日付け　　　第　　号で申請のあった「令和　　年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（公有民営方式車両購入費国庫補助金）」については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法｣という。）第６条第１項及び第１５条の規定により、令和　　年　　月　　日付け　　　第　　号をもって国土交通大臣が次のとおり交付することに決定し、あわせてその額を確定したので、法第８条及び第１５条の規定により通知する。

１．補助金の交付の対象となる事業は、令和　　年　　月　　日付け　　　第　　号で申請のあった公有民営方式車両購入費のうち申請番号第　　号～第　　号のものとし、その内容は、交付申請書に記載されたとおりとする。

２．補助金の確定額は次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象経費 | 補助金の額 |
| 千円 | 千円 |

３．補助金の交付を受けた者は、次の条件に従わなければならない。

　(1) 交付を受けた補助金については、地域公共交通の確保維持の目的に従って、効率的な運用を図ること。

 (2) 補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区別して補助金の使途を明らかにしておくこと。

 (3) 補助金に関する前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後５年間保存しておくこと。

様式第１－１４（日本産業規格Ａ列４番）

番　　　　　　号

令和　年　月　日

　国土交通大臣　殿

 　　　　　氏名又は名称

 　 　　　　住　　　　所

 　　代表者氏名

令和　　年度　地域公共交通確保維持改善事業費補助金

（貨客混載導入経費国庫補助金）交付申請書

　　令和　　年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（貨客混載導入経費国庫補助金）

　の交付を関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

１．交付を受けようとする補助金の額

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象経費 | 補助金の額 |
| 千円 | 千円 |

様式第１－１５（日本産業規格Ａ列４番）

番　　　　　　号

令和　年　月　日

　　　　　　　　　　殿

 　　　　　 　　国土交通大臣

令和　　年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金

（貨客混載導入経費国庫補助金）の交付決定及び額の確定通知書

　令和　　年　　月　　日付け　　　第　　号で申請のあった「令和　　年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（貨客混載導入経費国庫補助金）」については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法｣という。）第６条第１項及び第１５条の規定により、令和　　年　　月　　日付け　　　第　　号をもって国土交通大臣が次のとおり交付することに決定し、あわせてその額を確定したので、法第８条及び第１５条の規定により通知する。

１．補助金の交付の対象となる事業は、令和　　年　　月　　日付け　　　第　　号で申請のあった貨客混載導入経費のうち申請番号第　　号～第　　号のものとし、その内容は、交付申請書に記載されたとおりとする。

２．補助金の確定額は次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象経費 | 補助金の額 |
| 千円 | 千円 |

３．補助金の交付を受けた者は、次の条件に従わなければならない。

　(1) 交付を受けた補助金については、地域公共交通の確保維持の目的に従って、効率的な運用を図ること。

 (2) 補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区別して補助金の使途を明らかにしておくこと。

 (3) 補助金に関する前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後５年間保存しておくこと。

様式第１－２１（日本産業規格Ａ列４番）

番　　　　　　号

令和　年　月　日

　支出官

　国土交通省大臣官房会計課長　殿

 　　　　　氏名又は名称

 　 　　　　住　　　　所

 　　代表者氏名

令和　　年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金

（陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業）支払請求書

　令和　　年　　月　　日付け　　　第　　号で補助金の額の確定のあった標記補助金について、下記のとおり請求します。

記

　　１．補助金額　　　金　　　　　　　　　　　　　　円

　　２．受取人　　　住　所

（口座名義）　　　 氏　名

　　３．振込先金融機関

及び支店名

　　４．預金種別

　　５．口座番号

６．担当者名及び連絡先

※金融機関名及び口座名義にふりがなを入れること。

様式第１－２２（日本産業規格Ａ列４番）

番　　　　　　号

令和　年　月　日

国土交通大臣　殿

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称

 　　　住　　　　所

 　　　代表者氏名

財産処分承認申請書

　令和　　年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（　　　　　　　　　　国庫補助金）により取得した財産を、下記のとおり処分したいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第２２条の規定に基づき、申請します。

記

１．処分しようとする財産の明細

２．処分の内容

３．処分しようとする理由

４．その他必要な事項